

平成 2 9 年 度

# 予 算 大 綱 説 明

～「まち・ひと・しごと創生」の広域展開とグローバル連携を強め、  
山の湊創造第2幕を切り拓く平成29年度予算～

新 城 市 長

新城市議会3月定例会に、平成29年度の予算案並びに諸議案を上程、ご審議いただくに当たりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げます。議員各位、市民皆様の格別なご理解とご協力を仰ぐものでございます。

平成17年3市町村合併によって新たに誕生した本市は、平成20年に『市民（ひと）がつなぐ 山の湊 創造都市』を将来像とする第1次総合計画を策定し、その設計図面に従ってさまざまな分野でのまちづくり事業を進めてまいりました。

昨年の新東名高速道路開通によって当地発展の新たな可能性が多く市民に実感される場所となっておりますが、本年市政は市長・市議会の改選期を迎えるとともに、平成30年を計画期間とした第1次総合計画を引き継ぐ第2次総合計画の策定に向けた本格的な議論をスタートさせる年でもあります。

また急激な人口減少時代を迎えるなかで、昨年には地方創生に向けた「新城市人口ビジョン」と「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、この時代を豊かに生き抜く基本視点を定めたところであります。

さらに平成27年に発足した東三河広域連合は、連合独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるとともに、域内住民の福祉をあまねく充実させるための試金石として、介護保険の保険者統合を平成30年に実現させる計画であります。逼迫する国民健康保険事業運営の安定化をはかる全県統合も、同じく平成30年に予定されています。

加えて、1998年（平成10年）に新城市の提唱で始まった世界新城会議（ニューキャッスルアライアンス）は、当初の参加都市から輪を広げ、20年目となる2018年（平成30年）に本市での開催が決定されています。

先にあげた本市の人口ビジョンと総合戦略は、人口減少時代に立ち向かう上で、限られた人口、雇用、資源などを地方が奪い合ったり、流出抑止の名のもとに囲い込んだりする立場を斥け、まち・ひと・しごとの相互往来を加速させ、地域間や国際間の連携・協働を追求することが不可欠であることを強調し、若者や女性が活躍できる環境を意識的に創り出すことで、世代のリレーができるまちを目指すことを明記しています。

第2次総合計画に向かつての新たな力を結集すべき平成29年度は、将来を見据えた地方創生事業の広域展開とグローバル連携を方向づける年となるでしょう。

一方で第2次総合計画の期間は、合併特例債の特例期間が終了し、地方交付税の段階的縮減を織り込みながら、自律的で持続可能な行財政運営の土台づくりが求められる時期となります。長年の懸案であった新庁舎建設が実現し、大型事業が集中するここ数年のうちに、確かな財政推計に基づいた長期的財政運営の方針と公共施設等の適正管理プログラムを具体化させなければなりません。

また大都市部でも高齢化が急進展する今後、福祉や医療に携わる人材の流出が懸念されており、社会保障全般を支える包括ケア体制を各地域で構築しながら、この面での人材確保・育成にも取り組んでいかなければなりません。

新城市第1次総合計画は、「新たな公共が導く市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念と定めていますが、この期間中に本市では、自治基本条例の制定とそれに基づく市民まちづくり集会の定期開催、地域自治区制度の創設とその定着・進化、若者議会をはじめ女性議会、中学生議会の開設とそれぞれの活躍、地域産業総合振興条例の制定とその実施計画づくり、新城版こども園の創設、全学区における「共育」の推進など、地域個性を引き出す独自の仕組みづくりにチャレンジしてまいりました。

人口減少時代に待ち受ける前人未踏の諸課題に果敢に取り組み、最適の解決を考え、導く主役は、「自分たちの地域は自分たちの力で守り、育てる」との気概と誇りをもった市民の力をおいてほかにはないと思います。

住民自治、地域自治、産業自治、エネルギー自治、福祉自治、教育自治など、まちづくりのあらゆる分野においてこの気概や誇りを拵げ、市民力の総結集のうちに「山の湊創造都市」を展望するものであります。

こうした観点から、平成29年度予算案を『「まち・ひと・しごと創生」の広域展開とグローバル連携を強め、山の湊創造第2幕を切り拓く予算』としたところです。

以上のような認識と志向で編成した平成29年度予算案の規模は、

|      |                      |
|------|----------------------|
| 一般会計 | 244億8,500万円          |
| 特別会計 | 122億810万7千円          |
| 企業会計 | 92億3,075万1千円         |
| 予算総計 | 459億2,385万8千円となりました。 |

一般会計の歳入予算案につきましては、地方財政計画や前年度決算見込みなどを参考にしつつ、直近の経済状況や企業収益の動向などを踏まえて計上しました。

市税については、全体で前年度比0.6%増の73億2,900万円を計上しました。市税のうち個人市民税については、前年度比0.2%減の23億4,490万4千円、法人市民税については、前年度比20.6%減の4億8,327万2千円としました。また、固定資産税については、新增築家屋の伸びや設備投資の状況を考慮し、前年度比4.4%増の37億4,454万4千円、軽自動車税については、税制改正に伴う税率変更により前年度比4.0%増の1億5,599万2千円としました。

地方譲与税は、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしながら、前年度比1.8%減の2億8,000万1千円を計上しました。

地方消費税交付金は、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしながら、前年度比15.3%増の9億8,000万円を計上しました。

地方交付税は、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考に基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減を見込み、前年度比2.4%減の53億6,800万円を計上しました。なお、普通交付税については、平成28年度から合併算定替による算定額の段階的な縮減が始まっていることから、その影響も加味して見込額を算定しました。

国庫支出金は、放課後児童クラブ整備事業に係る子ども・子育て支援整備交付金の増、臨時福祉給付金給付事業費補助金の減、作手小学校建設事業に係る公立学校施設整備費国庫負担金の減などにより、前年度比10.2%減の19億9,704万2千円を計上しました。

県支出金は、農業経営近代化施設整備事業に係る産地パワーアップ事業補助金の増、携帯電話不感地域解消事業に係る三河山間地域情報格差対策費補助金の減、人・農地振興事業に係る経営体育成支援事業費補助金の減などにより、前年度比10.6%減の13億6,151万8千円を計上しました。

繰入金は、庁舎建設に係る庁舎等建設基金、地方創生事業の推進に係るみんなのまちづくり基金などを財源として繰り入れることにしました。なお、繰入金全体では、財政調整基金からの繰入金を取り止めたことから、前年度比50.4%減の3億2,155万6千円の計上となりました。

市債は、庁舎建設事業、千郷地区と舟着地区の放課後児童クラブ整備事業、し尿等下水道投入施設整備事業などを行うため、合併特例債をはじめとした地方債の活用を予定しているほか、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担する臨時財政対策債を10億円計上しました。市債全体では、前年度比1.7%減の43億2,220万円を計上し、歳入における依存度は前年度比0.2ポイント増の17.7%となっていますが、これら市債は後年度の元利償還金の全部又は一部が地方交付税に算入されるものであります。なお、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、前年度比0.6ポイント減のマイナス9.0%を見込んでいます。

各特別会計、各企業会計におきましても、市民生活の安定確保、生活環境の向上などを図るため、収入の確保に努めたところであります。

次に、歳出予算案ですが、平成20年度を初年度とする第1次総合計画も計画期間の終盤を迎え、計画の総仕上げとともに検証・総括をする時期になっています。平成29年度は、後期基本計画（平成27～30年度）の3年目になることから、基本計画に位置づけられた事業の着実な進捗を図るとともに、市議会の常任委員会（総務消防委員会、厚生文教委員会、経済建設委員会）からの要望や各種団体からの要望についても可能な限り予算に反映したところであります。

それでは、総合計画の施策体系別に平成29年度に予定している主な事業をご説明申し上げます。

総合計画の基本戦略の最上位の目標である「市民自治社会創造」は、平成25年度に自治基本条例と地域自治区条例が施行され、これまで市民自治社会を支える制度の定着を図ってきましたが、5年目となる平成29年度は、今一度自治や協働のあり方を検証し、もう一段レベルアップさせる時期に入っています。

自治基本条例の運用においては、市民まちづくり集会をはじめ、中学生議会、若者議会、女性議会を引き続き開催し、様々な世代や性別など多角的な視点から積極的に意見や政策提案をいただくことによって、本市のまちづくりに活かしていくこととしています。なお、平成28年度に若者議会から答申のありました若者予算事業では、ふるさと情報館の利用率向上を目指す「図書館リノベーション事業」をはじめ、新城まちなみ情報センターを拠点として若者主体の様々な交流活動を支援する「ハッピーコミュニティ応援事業」、若者の目線による観光PRと市民自治意識の高い若者を育成するための取り組みである「しんしろ魅力創出事業」などを行う予定であります。

地域自治区の運営では、地域づくり活動を支援する「地域活動交付金制度」と地域として優先度の高い事業を市が直接実施する「地域自治区予算制度」を継続するほか、「地域プランニング事業」として地域自治区ごとの地域計画策定のサポートをしていきます。また、平成27年度から行っている自治振興事務所長の市民任用を鳳来・作手地区にも拡大し、全ての自治振興事務所長を市民任用とする予定です。これにより、地域自治区の活動や運営がさらに市民の自発的・主体的なものになっていくことが期待されるところであります。

そのほか、「めざせ明日のまちづくり事業」では、平成28年度から“コミュニティビジネス枠”を新たに設け、起業や創業を目指す団体に支援を行っています。これは、市民活動や地域課題の解決に向けた活動にこれまであまり参加することがなかった若者や女性にも地域活動のプレーヤーになって活躍してもらうことをねらいとしたものであります。

基本戦略の第2である「自立創造」は、多様な地域資源を活用した産業の育成、地域の魅力を発信する観光戦略、質の高い生活空間を創造する都市・生活基盤整備、地域文化の伝承、次世代人材の育成などを通じて地域としての自立を進めてまいります。

平成28年2月の新東名高速道路新城インターチェンジの設置は、本市に新たな人や物の流れをもたらし、まちづくりに大きなインパクトを与えています。

観光面では、新城インターチェンジの出入口に位置する道の駅「もつくる新城」が、平成27年3月の開駅後1年間で約148万人の来場者数を記録し、開駅前の予想をはるかに上回る賑わいを見せています。また、民間の大手旅行サイト「行ってよかった！道の駅ランキング2016」で全国16位にランクされるなど、市外からの観光客の増加に大きな役割を果たしています。この流れを一過性のものとせず、今後も更なる誘客を図り、観光産業の振興につなげていくことが重要です。このため、地方創生事業としても位置づけた「観光プロモーション事業」をはじめ、市観光協会や奥三河観光協議会などと連携しながら様々な観光イベントを企画し、積極的なPR活動を行ってまいります。また、観光施設の整備では、本市を代表する観光地である桜淵公園の再整備に向けた実施設計に着手します。そのほか、観光需要がますます多様化・広域化しているため、周辺地域の観光関係団体とさらに連携を深めるとともに、平成30年秋に開催される地域とJRグループの連携による全国大型観光キャンペーン「愛知デスティネーションキャンペーン」にも参加することとしています。

DOS地域再生事業では、国内最大規模のラリー選手権として全国から観戦者が訪れる「新城ラリー」をはじめ、「ツール・ド・新城」、「新城トレイルレース」などを引き続き開催します。また、フォトログイニングなど新たなイベントプログラムの開発に取り組み、アウトドアスポーツを通じた更なる交流人口の拡大を目指します。

森林・林業面では、「森林資源調査・研究事業」において、湯谷温泉の加温配湯施設の更新に向けて、燃料用の薪を安定的に供給する体制を確立するための新たな組織を立ち上げます。また、林道の改良・舗装など引き続き生産基盤の整備を進めるほか、「水源林対策事業」、「市民参加の森づくり推進事業」、「あいち森と緑づくり事業」などにより、水源涵養、山地災害の防止など森林の公益的機能の向上を図ります。

農業面では、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など依然として厳しい状況であります。地方創生事業として位置づけた「園芸施設団地整備事業」において、農業用ハウスの建設に対する支援や新規就農者の確保に取り組んでいくほか、農業者や農業者団体が行う農業用機械の導入経費に対する支援、農村環境の保全のための「多面的機能支払交付金事業」などについても引き続き取り組んでまいります。

企業誘致対策では、安定した地盤の内陸用地であること、複数の高速交通ネットワークが利用できる場所であることなど、本市の優位性を前面にアピールして新城南部企業団地への誘致を引き続き推進します。また、新城インターチェンジ周辺では、平成31年度中の完了を目指し、「企業用地等開発推進事業」及びその関連道路整備である市道八束穂1号線や市道八束穂県社線（Ⅱ工区）の整備を行い、優良企業の誘致に向けて全力で取り組んでまいります。

市民の日常生活を支える公共交通網については、平成28年度に策定した「地域公共交通網形成計画」に基づき、引き続きSバス11路線の運行を行うとともに、民間バス3路線についても路線維持のための補助を継続し、児童生徒の通学手段や高齢者の通院・買い物などの移動手段を確保します。

道路網の整備については、国の地方創生道整備推進交付金を活用して、市道吉村線、市道小畑吉川線などの改良工事を行うほか、生活道路の改良・舗装、側溝の整備、交通安全施設の整備などを引き続き進めます。また、老朽化した橋りょうやトンネルなど道路インフラの安全性を確保するため、橋りょう長寿命化対策や道路ストック対策についても計画的に取り組んでまいります。

市街地の整備では、新城駅南地区の暫定整備に着手し、対象区域内の用地買収や物件補償を行うほか、駅前広場の整備に向けた詳細設計を行います。また、狭あい道路の解消を図るため、石田地区と平井地区でそれぞれ拡幅工事を実施します。

まちづくり関連では、土地区画整理事業などにより計画的に市街化を図る予定で市街化区域に編入された「暫定用途地域」を解消し、市街化区域として土地利用の促進を図ってまいります。

教育面では、個別の支援が必要な児童生徒に対するハートフルスタッフの配置を継続するとともに、不登校の児童生徒に対する支援として、学校生活適応指導教室「あすなろ教室」の開設や臨床心理士による専門相談などを行います。また、児童生徒の通学の利便を図るため、スクールバスの運行や通学定期券代の補助を継続するとともに、新たに東陽小学校にスクールバスを購入し、平成30年度から運行開始を予定しています。

そのほか、学校教育施設の整備では、雨漏りなどの老朽化が進んでいる東郷東小学校の屋内運動場大規模改修を、スポーツ施設の整備では、鬼久保ふれあい広場の老朽化したテニスコートの改修をそれぞれ予定しています。

文化や自然の分野では、地域文化広場の大ホール・小ホールにある女性用トイレ10基を和式から洋式に改修する工事を予定しています。また、愛知県が平成27年3月に策定した「東三河振興ビジョン」で位置づけられた「東三河ジオパーク構想」を推進するため、市内や東三河地域の地質遺産をめぐるジオツアーなどを開催し、引き続きジオパークとして認定を受けるための準備を進めていきます。

基本戦略の第3である「安全・安心の暮らし創造」では、市民が健康で安心して暮らすことができ、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

地域医療体制の確保は、本市にとって大きな課題であり、第1次救急医療体制としての休日診療所、夜間診療所、在宅当番医制を維持するとともに、訪問看護ステーションやしんしろ助産所についても、医療機関との連携をさらに深めながら運営の充実を図っていきます。また、新城市民病院については、引き続き医師の招聘に全力を挙げ、地域の基幹病院としての役割を果たしてまいります。

健康づくりでは、市民一人ひとりの健康管理を推進するため、大腸がん検診に新たに個別検診を加えたのはじめ、各種の健康診査や予防接種事業を行います。

放課後児童対策では、年々利用希望者が増加している放課後児童クラブについて、新たに鳳来東小学校の放課後児童クラブを通年で開設するほか、分散開設している千郷地区の放課後児童クラブの統合・集約化と鳥原児童館で開設している舟着地区の放課後児童クラブの環境改善を図るため、それぞれ放課後児童クラブの新築工事を行います。

福祉分野では、「第2次地域福祉計画」の中間見直しを行うとともに、「高齢者福祉計画」や「障害者計画」などの策定にも取り組むこととしています。また、障害者の自立に向けた相談拠点である「基幹相談支援センター」や生活困窮者に対する自立支援を行う「暮らし・しごとサポートセンター」を引き続き開設するほか、認知症など判断能力が不十分な市民の権利や財産を守るため、「成年後見支援センター」の体制を充実することとしています。

高齢者に対する施策では、地域における高齢者の在宅医療や介護需要を支え、医療・介護・予防・生活支援などを担うそれぞれの関係機関が連携した地域包括ケアのしくみをさらに充実させます。また、老朽化した養護老人ホーム「寿楽荘」の屋根・外壁等の改修やシルバー人材センターの拠点である「いきいきライフの館」の屋根塗装工事を行います。

災害に強いまちづくりでは、有事の際に市民の安全・安心を守る防災拠点となる「庁舎建設事業」について、引き続き本体工事を進めていきます。また、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修に対する補助制度についても継続します。

消防団の施設・設備整備では、東陽分団第3班のポンプ車を更新するとともに、東陽分団第4班のコミュニティ消防センターと山吉田分団第1班の車庫兼器具庫の建設を行います。

地域ぐるみの安全対策では、夜間の犯罪防止や交通事故の防止に効果が高い地域安全灯について、引き続き各地域自治区予算に必要額を計上して取り組んでまいります。また、行政区や地域の防犯団体等が防犯カメラを設置する場合の補助制度を継続し、市内における犯罪の抑止を図ります。

基本戦略の第4である「環境首都創造」では、環境保全や地球温暖化対策の取り組みなど、全ての事業実施において「環境の視点」を取り入れた施策を展開します。

エコオフィス推進事業（環境行動配慮事業）では、太陽光発電・太陽熱利用システム、住宅用燃料電池システム、電気自動車やプラグインハイブリット車の購入に対する補助を継続します。

エコイノベーション推進事業（環境地域創造事業）では、再生可能エネルギーの普及促進に向けた取り組みを継続するとともに、2030年度（平成42年度）を目標年度とした新エネルギービジョンを策定します。

資源集積センター整備事業では、鳥原埋立処分場に粗大ごみを自己搬入している市民の負担軽減を図るため、現在の資源集積センターの隣に新たな施設を建設するための実施設計を行います。

クリーンセンター整備事業では、長寿命化計画に基づき、焼却炉内火格子類更新工事及び排ガス分析計更新工事を行います。

し尿等下水道投入施設整備事業では、稼働から50年以上が経過し、老朽化が進んでいる清掃センターについて、下水道放流方式による新たな施設に更新するための工事に着手します。

行政経営においては、財政ビジョン（財政運営）、行政改革ビジョン（行政改革）、人材育成ビジョン（人材育成）、情報ビジョン（情報共有と情報化）に沿って、市民満足度を基調とした行政経営をより一層進めていくとともに、行政評価や人事評価の確立・充実を図ります。

財政運営では、平成28年度に作成した「平成40年度までの財政推計」を念頭に置きながら、総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく計画的な事業執行と予算配分に努めてまいります。また、平成28年度から始まった地方交付税の合併算定替による交付税縮減の影響をはじめ、今後数年間に予定される大型の建設事業による財政負担の増大、地方創生に向けた事業を継続的に実施していくための財源確保などを見据え、「(仮称)第2次新城市財政健全化推進本部」を設置し、歳入確保策、歳出削減策、公共施設等管理適正化などについて検討をしていくこととしています。そのほか、税収の確保については、納付の利便性を図る観点からコンビニ収納を継続するとともに、徴収嘱託員の活用や東三河広域連合で行う滞納整理事業との連携を強化することにより、収納率の向上を目指します。

行政改革では、平成26年度に策定した「新城市行政改革推進計画」に基づき、引き続き事務の効率化・事務事業の見直しをはじめとする基本8項目に取り組み、地方分権時代に即した自立した自治体経営を目指します。また、財産区のあり方については、地域の意向を尊重しながら財産区として引き続き運営をするか、認可地縁団体に財産を譲渡して財産区を廃止するかなど検討を重ねてきましたが、平成29年度中には全ての財産区で今後の方針が固まる見通しとなっています。

人材育成では、本市は『市民価値を高めることのできる職員』を求められる職員像として定めており、市民の福祉向上と地域社会の発展のために最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員を目指しています。このような職員を育成するため、職種や職階に応じて様々な研修機会を提供していきます。また、職員の採用についても、市が求める人材を明示しながら独自のPR活動を行い、やる気と多様な能力を有する人材の確保に努めてまいります。

情報管理では、行政で取り扱う基幹系業務（住民情報・税情報・福祉系システムなど）と内部情報系業務（財務会計・人事給与システムなど）について、引き続き東三河市町村で共同調達したクラウドシステムにより運用します。また、平成29年度からは、愛知県内全市町村のインターネット接続口を愛知県に集約することにより、情報セキュリティ対策をさらに強化することとしています。

以上、平成29年度予算を『「まち・ひと・しごと創生」の広域展開とグローバル連携を強め、山の湊創造第2幕を切り拓く予算』とし、各事業の推進に全力を傾注していく所存であります。

ここにお見えの議員各位をはじめ、市民の皆様には、今後とも深いご理解とご支援を心からお願い申し上げます、所信の一端と平成29年度予算大綱とさせていただきます。

ありがとうございました。